

管理者に委任する専決処分事項の指定について

〔 平成 8 年 12 月 26 日 〕
議 決

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、管理者において専決処分できる事項を次のとおり指定する。

記

地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号に規定する法律上、組合の義務に属する損害賠償の額の決定で、当該決定にかかる金額が 1 件につき 50 万円（交通事故にかかるものにおいては自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 条）に規定する保険金額の最高額）以下のもの。